

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第53号）（市会事務局総務課）

諸般の状況により、市会議員が定例会等に出席したときの費用弁償を廃止することとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する  
条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 53 号

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を  
改正する条例

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

第5条の前の見出し及び同条を削る。

第6条に見出しとして「(費用の弁償)」を付し，同条中「職務」を「市会議員が職務」  
に，「つど」を「都度」に改め，同条を第5条とする。

第7条を削り，第8条を第6条とし，第9条を第7条とする。

附 則

この条例は，平成23年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)